明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(3)　圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(4)　容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び最高使用温度並びに漏えい防止のための制御方法

(5)　流体状の放射性廃棄物の容器（放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（流体が液体の場合にあっては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の内包するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに冷却方法、遮へい材の種類及び厚さ、主要寸法及び材料

(6)　固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化されたもの（以下「放射性廃棄物」という。）に限る。）の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに冷却方法、遮へい材の種類及び厚さ、主要寸法及び材料

(7)　貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(8)　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(9)　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(10)　主配管の名称、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(11)　送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(12)　排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(13)　ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(14)　却装置、溶融装置、圧縮装置、ガラス固化装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(15)　排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

3　堰その他の設備に係る次の事項

(1)　設置される原子炉格納容器の本体外に設置される流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいを防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲

(2)　設置される原子炉格納容器の本体外に施設された廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の漏えいを防止するために施設する堰（放射性廃棄物を内包する容器に係るものを除く。）の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲

4　原子炉格納容器本体外の廃棄物処理設備又は貯蔵設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

5　廃棄設備の適用基準及び適用規格